ＮＨＫ受信料制度等検討委員会
第２４回会合 議事要旨

■　日 時

２０２０年１０月２３日（金）　１６：００～１８：００

■　場 所

ＷＥＢ会議による開催

■　出席者

【委員】（五十音順、敬称略）
安藤英義、鈴木秀美、山内弘隆、山野目章夫、山本隆司（５名）

【オブザーバー】（敬称略）
平松剛実（１名）

■　議事次第

１　開会
２　報告事項（１）ＮＨＫインターネット活用業務実施基準の改定の進捗状況について
３　報告事項（２）新たな生活様式に対応した営業活動について
４　報告事項（３）総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」の検討状況について
５　報告事項（４）次世代ＮＨＫに関する専門小委員会のご報告

■　議事概要

１　　開会

事務局より、本日の会合概要および資料に関する説明があった。

２　　報告事項（１）ＮＨＫインターネット活用業務実施基準の改定の進捗状況について

事務局より、ＮＨＫインターネット活用業務実施基準の改定の進捗状況について報告があった。

その後、意見交換が行われた。
意見交換においては、以下のような発言があった。

- パブコメ案にはインターネット活用業務の費用の上限を定める記述がない点について伺いたい。
  - 中期経営計画そのものが法改正により法的な裏付けがあるものとなっているため、中期経営計画の中で具体的な金額を明示するほうがふさわしいであろうと考えた。

3　　報告事項（２）新たな生活様式に対応した営業活動について

事務局より、新たな生活様式に対応した営業活動について報告があった。

その後、意見交換が行われた。
意見交換においては、以下のような発言があった。

- コロナ関連で公共料金の支払い猶予がずいぶん出ており、おそらく受信料についても同じだと思うが、現状を伺いたい。
  - 新型コロナの影響を受け、休業や廃業をした事業所など、累計で約２，５００施設、契約件数では約８万４，０００件の影響があった。
- 当委員会の答申を踏まえて事業所に対する受信料の減免の措置が取られた。ある程度経過した段階で、まとめて振り返ってみることが重要だ。
  - 今回の免除の状況等をまとめて、あらためてご報告させていただく。
- 「訪問によらない営業活動」を進めていくにあたり、不動産会社等との連携を強化していくとの説明があったが、どのような連携をしていくのか伺いたい。
  - 不動産会社の窓口における受信契約の勧奨と取次の強化をお願いしていきたいと考えている。
- 営業業績について、契約数増減が２０２０年度、ずっとマイナスとなっていることについての理由を伺いたい。
  - 新型コロナの影響により訪問活動ができなかったため、新規に契約を取り次ぐ数よりも契約が減少していく数の方が多かったことによると考えている。
- この契約数の減少はかなりの数字だ。今後のトレンドがどうなるかはわからないが、注意して見ていく必要がある。

4　　報告事項（３）総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」の検討状況について

事務局より、総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」の検討状況について報告があった。

その後、意見交換が行われた。
意見交換においては、以下のような発言があった。

- 中間持ち株会社と受信料還元についての科目設置案について、放送法改正との関係如何。
  - 中間持ち株会社の設置について放送法改正が必要かは総務省の判断というところかと思う。一方、受信料還元に関する科目の設置についてはそれだけであれば法改正までは必要のない案件ではないか。
- 中間持ち株会社は、一般の会社でも用いられている手法か。
  - 用いられている手法だ。
- 義務化ということに対して有識者会議の委員から反発が相次いだというような記事があった。分科会における委員の反応を差支えのない範囲でもう少し教えてもらいたい。
  - いろいろなことの義務化を行うことでＮＨＫと国民の距離が遠くなるのではないかといったような声があった。その他、様々な見地からの意見があったと認識している。
- 各社の報道を拝見すると営業活動の費用を削減したいというフレーズがかなり前面に出てきているが、話の順番としては、受信料を公平に負担していただくために提案するという制度理念が先にあることが大事だ。その結果として、営業活動の費用が削減されるという話の流れだと思う。
- 届出制度について説明があったが、そのような義務を定める必要があるのだろうか。設置通知に担保措置を付けることにどれだけの意味があるのかと疑問を感じる。
- 居住者情報照会について、照会して集めた個人情報を、その後どのように処理するのかというところをもう少し丁寧に説明したほうがよい。
  - 個人情報の管理については極めて重要な問題だと認識している。ＮＨＫは現在も契約者等の個人情報を管理しているが、照会が可能となれば、さらに細心の注意を払っていく必要があると考えている。
- 夜遅くに訪問をされて怖い思いをしたという話もある。クレームやトラブルをなくしていくという観点も大事なことだと感じる。
  - 訪問活動によるクレームやトラブルは、ＮＨＫという組織に対するイメージを下げることにつながる。このため、今回の制度を要望したという背景もある。
- 当委員会の第２号答申では、設置推定制度の前提としてＮＨＫから視聴者に対して設置の照会をして回答をお願いするとの認識だった。一方、今回の提案内容は、ＮＨＫから視聴者への照会という契機なしに、視聴者からの自発的な届け出を制度として設けたいという形だと理解したが間違いないのか。

- その点はご理解に間違いはない。第２号答申をいただいた時は、受信設備の設置を推定する制度と、居住者情報を第三者に照会する制度は別々のものと考えていた。今回の内容は、視聴者からの受信設備の届出を前に置いたうえで、お届けのない方については居住者情報を第三者に照会させていただくというセットで考えた制度となっている。

● 第２号答申は、前会長のときに提出した答申である。その後は同答申に関係する諮問は受けていない。

５　　報告事項（４）次世代ＮＨＫに関する専門小委員会のご報告

事務局より、次世代ＮＨＫに関する専門小委員会について報告があった。

その後、意見交換が行われた。
意見交換においては、以下のような発言があった。

● 専門小委員会の様子がよく分かった。総じてかなり質の高い議論が活発に行われているという印象だ。マーケティングの専門的な見地からは、視聴層と非視聴層という概念装置を設定したうえで、しかし、それぞれの層の中が必ずしも単純、あるいは単層な意識構造になっていないということを、丁寧な調査・分析によって浮かび上がらせている。また、国民ないし国民国家ということと受信料制度との関連をどう考えるかという観点は今までも散発的に語られてきたが、これからますます重要になる。今回の受信料改革に関するメディア等の報じ方の背景にある問題もそうだが、受信料制度の理解という問題を超えて、突き詰めていくと国民国家における文化という問題とどう向き合いますかという、抜き差しならない思想的、哲学的な見地が後ろに控えているはずだ。このことを専門小委員会は、目に見える形で、大変重量感のある価値のある議論のきっかけを提示してくれているという印象を抱く。この専門小委員会の議論に期待したいし、議論をしにくい論点について大変丁寧に議論されている委員の先生方をＮＨＫはぜひ大切にしていただきたいと望む。
● 受信料制度の在り方を検討するにあたっては、やはり、公共メディアの存在意義や役割についての検討が必要となる。若い人たちがスマートフォンでインターネットや動画配信等をどんどん視聴している中で、あらためて公共メディアというものが社会においてどのような役割を果たすべきかというビジョンを見せてもらい、よいことだと感じる。

以上